



令和5年度

インセンティブ制度 結果発表！

総合順位

今年もインセンティブが付与されます！

令和5年度

令和4年度

11位

4位

インセンティブ制度とは？

健康づくりに関する5つの評価指標への取り組みに応じて、全国47支部を順位付けし、支部ごとの『保険料率』に反映させる制度です。

総合順位で15位以内になると、インセンティブ(報酬金)が付与され、翌々年度の保険料率に反映されます。

※令和5年度の結果は令和7年度の保険料率に反映されます。

指標1

健康診断を受けているか

令和4年度

17位

令和5年度

16位



指標2

健康サポート(特定保健指導)を利用しているか

令和4年度

18位

令和5年度

37位



指標3

メタボ対象者が減っているか

令和4年度

9位

令和5年度

4位



指標4

健診結果で「要治療」だった方が医療機関を受診したか

令和4年度

32位

令和5年度

7位



指標5

ジェネリック医薬品を使っているか

令和4年度

9位

令和5年度

7位



健康サポート(特定保健指導)は無料で受けることができます。メタボのリスクが高いと判定された方は積極的に健康サポートを受けて、「健康づくりのプロ」と一緒に生活習慣を改善しましょう！



令和7年度 岐阜支部健康保険料率

本来の見込み 10.01% ➡ 9.93%

インセンティブにより0.08%引き下げ！保険料率の抑制にご協力いただき、ありがとうございます。

加入者の皆さま へのお願い

保険料は皆さまの健康づくりへの取り組みにより引き下げることができます。保険料に反映される以下の取り組みにご協力をお願いします。

- 協会けんぽの健康診断を受けましょう！ 指標1
- 無料の健康サポート(特定保健指導)を利用して、生活習慣を改善しましょう！ 指標2・3
- 健診結果で「要治療」の判定を受けた方は、すみやかに医療機関を受診しましょう！ 指標4
- お薬が処方されたときは、積極的にジェネリック医薬品を希望しましょう！ 指標5

「生活習慣病予防健診のご案内」をお送りしています。健診機関へのご予約はお早めに！



生活習慣病予防健診のご案内



全国健康保険協会 岐阜支部

協会けんぽ

〒500-8667 岐阜市橋本町2丁目8 濃飛ニッセイビル 14階

☎ 058-255-5155 (代表)



協会けんぽ 岐阜

検索

受付時間 8:30~17:15 (土日祝、年末年始 除く)

申請書のダウンロードができます

ぜひご利用ください！

☎ 「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」

0570-015-369

受付時間

8:30~17:15
(土日祝、年末年始 除く)

お問い合わせ内容

マイナ保険証、「資格情報のお知らせ」、
「資格確認書」、オンライン資格確認 など

♪ 知っておきたい! ♪

退職後の健康保険について

退職後の健康保険には**3つの選択肢**があります。

毎月納める保険料などを比較のうえ、以下のいずれかの健康保険に加入の手続きを行ってください。

	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課に お問い合わせください	・退職日までに 被保険者期間が継続 して2ヵ月以上 あること ・退職日の翌日から 20日以内(必着)に 申請書を提出 すること ※加入期間は最長2年間	・ご家族が加入している健康保険の 被扶養者としての基準を満たす必要が あります ・ご家族の勤務先にお問い合わせくだ さい
保険料	加入する世帯の人数や前年の 所得などによって決まります ※保険料の減免制度があります ※お住まいの市区町村により保険料が 異なります	在職時の 約2倍 (保険料の上限あり) ※お住まいの都道府県と退職前に加入 されていた協会けんぽの都道府県が 異なる場合等、2倍にした額とならな い場合があります	被扶養者の保険料の負担は ありません

必ず双方の保険料を比較してください

※協会けんぽの任意継続について、令和7年4月納付分から標準報酬月額の上限が30万円から32万円に変更されますので、ご注意ください。

退職された方の健康保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の返却について

- 退職日の翌日から、それまで使用していた健康保険証・資格確認書は使用できません。
被扶養者(ご家族)様のものとあわせて、すみやかに日本年金機構へ健康保険証・資格確認書を返却してください。
- 退職日の翌日以降、それまで使用していた健康保険証等を誤って使ってしまった場合は、
後日医療費を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

健康保険証等の
誤使用を防ぐためにも、
すみやかな回収・返却への
ご協力をお願いします。



退職後の任意継続や
健康保険証等の返却に
ついてはこちら



健康保険証

令和7年12月1日までに退職→資格喪失届に健康保険証を添付して返却
令和7年12月2日以降に退職→健康保険証の返却は不要(自己廃棄可能)

資格情報のお知らせ

返却は不要

資格確認書

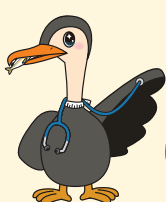
退職日に有効期限内の場合→資格喪失届に資格確認書を添付して返却
退職日に有効期限が切れている場合→資格確認書の返却は不要(自己廃棄可能)

能登半島地震で
被災された
加入者様へ

令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けられた皆さまにつきまして、
これまで令和6年1月1日から令和6年12月31日診療までとしていた、医療機関窓口
での一部負担金の支払い免除期間が、**令和7年6月30日まで延長**となりました。

なお、令和7年1月1日以降、医療機関窓口で一部負担金の免除を受けるためには、
原則として、**「免除証明書」の提示**が必要です。

一部負担金の免除や必要な証明書類について、詳しくは協会けんぽホームページをご確認ください



ルーシー
岐阜支部マスコット
キャラクター



第10回

お酒を健康的に
楽しめていますか？

お酒の飲みすぎは「**肝臓**」に負担をかけ、**生活習慣病
などの原因**になります。お酒を日常的に飲む人は、健康
的に楽しみながら飲む方法を身につけましょう。

お酒を健康的に
楽しむための **5つの Check**

- ✓ アルコール度数の高いお酒は薄めて飲む
- ✓ たんぱく質と食物繊維を十分にとる
- ✓ 週に2日は休肝日を設ける
- ✓ 深夜まで飲まない
- ✓ 家に大量のお酒をストックしない

飲みすぎた
翌日も
休肝日に！



鵜飼さん
岐阜支部マスコット
キャラクター